

## 第424回南国市議会定例会会議録

第7日 令和3年12月16日 木曜日

### 出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 斉藤 喜美子
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
15番 村田 敦子	16番 岡崎 純男
17番 野村 新作	18番 浜田 和子
19番 土居 篤男	20番 福田 佐和子
21番 今西 忠良	

—\*—

### 欠席議員

なし

—\*—

### 出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 三木 敏生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	市民課長 崎山 雅子
子育て支援課長 溝渕 浩芳	長寿支援課長 島本 佳枝
保健福祉センター 所長 藤宗 步	環境課長 谷合成章
農林水産課長 古田 修章	農地整備課長 田所 卓也
商工観光課長 長野 洋高	建設課長 濱田 秀志
地籍調査課長 横山 聖二	都市整備課長 若枝 実

住宅課長	山崎伸二	上下水道局長	橋詰徳幸
会計管理者兼 参事兼会計課長	秋田節夫	福祉事務所長	池本滋郎
教育長	竹内信人	教育次長兼 学校教育課長	伊藤和幸
生涯学習課長	中村俊一	監査委員 事務局員	天羽庸泰
農業委員会 事務局員	弘田明平	消防長	小松和英

\*—————\*

#### 議会事務局職員出席者

事務局長	公文知子	次長	野口裕介
書記	門脇智哉		

\*—————\*

#### 議事日程

令和3年12月16日 木曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和3年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 令和3年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 令和3年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 令和3年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 令和3年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 令和3年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算
- 第7 議案第7号 令和3年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第8 議案第8号 令和3年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第9号 令和3年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第10号 南国市債権管理条例
- 第11 議案第11号 南国市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 南国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第13号 市道の認定について
- 第14 議案第14号 市有財産の処分について
- 第15 承認要求書
- 第16 議員派遣の件

\*—————\*

#### 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第16まで

議発第1号より議発第2号まで

—————\*—————

午前11時36分 開議

○議長（浜田和子） これより本日の会議を開きます。

—————\*—————

#### 発言の訂正

○議長（浜田和子） 生涯学習課長より発言の申出がっておりますので、許可いたします。  
生涯学習課長。

〔中村俊一生涯学習課長登壇〕

○生涯学習課長（中村俊一） おはようございます。

第6日目議案質疑の日でございます。岩松議員の質疑にお答えした際、答弁に誤りがございました。おわびいたしますとともに訂正をお願いいたします。

壁画の作成がいつからかの御質問に対しまして、11月8日の打合せ後、契約日以後都合のつく日にお描きいただいている旨お答えをいたしました。正しくは10月26日の打合せ後、11月8日を第1回目として以後御都合のつく日にお描きいただいております、の誤りでございました。大変申し訳ございませんでした。

—————\*—————

#### 議案第1号から議案第14号まで

○議長（浜田和子） この際、議案第1号から議案第14号まで、以上14件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長植田豊議員。

—————\*—————

令和3年12月14日

南国市議会議長 浜田和子様

総務常任委員長  
植田 豊

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 1 号	令和3年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第12款公債費 第2条繰越明許費の補正 第3条債務負担行為の補正 第4条地方債の補正	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第10号	南国市債権管理条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める

＊

〔5番 植田 豊議員登壇〕

○5番（植田 豊） 総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号と議案第10号の2件であります。去る14日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和3年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第12款公債費、第2条繰越明許費の補正、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は、5億3,517万8,000円の増額であります。その所要一般財源は2億9,826万6,000円で、市民税の所得割1億円、普通交付税2億751万1,000円及び農業費雑入

154万2,000円を増額計上し、財政調整基金繰入金1,078万7,000円を減額計上しているものです。

歳出の主なものは、人件費関係では、退職手当以外の人件費9,497万5,000円を増額計上、総務費関係では、ふるさと応援基金積立金4,295万2,000円及びふるさと寄附金事業費1億1,532万9,000円を増額計上しております。

また、繰越明許費としまして、土地区画整理事業費1億2,598万7,000円、都市再生整備事業費6,123万7,000円及び放課後児童施設整備事業費5,189万2,000円など、6件を計上しております。

債務負担行為につきましては、園芸用ハウス整備事業費補助金に係る限度額354万5,000円、高知県管理型最終処分場整備費負担金に係る1億741万円及びコミュニティバス運行業務委託に係る限度額1億1,651万4,000円を追加しております。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第10号南国市債権管理条例につきましては、市の債権の管理に関し、徴収その他の必要な事項を定めることにより、その管理について一層の適正化を図り、健全な行財政の運営に資することを目的として、本条例を制定するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（浜田和子） 産業建設常任委員長村田敦子議員。

＊

令和3年12月14日

南国市議会議長 浜田和子様

産業建設常任委員長

村田敦子

#### 産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 1 号	令和 3 年度南国市一般会計補正予算 第 1 条歳入歳出予算の補正 歳出第 6 款農林水産業費 第 7 款商工費 第 8 款 土木費 第 11 款災害復旧費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 2 号	令和 3 年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補 正予算	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 3 号	令和 3 年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 6 号	令和 3 年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 8 号	令和 3 年度南国市水道事業会計補正予算 (第 2 号)	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 9 号	令和 3 年度南国市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 1 3 号	市道の認定について	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 1 4 号	市有財産の処分について	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

\*

〔15番 村田敦子議員登壇〕

○ 1 5 番 (村田敦子) 産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第 1 号、2 号、3 号、6 号、8 号、9 号、13 号、14 号の 8 件であります。去る 14 日に委員会を開催し、関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第 1 号令和 3 年度南国市一般会計補正予算、第 1 条歳入歳出予算の補正、歳出第 6 款農林水産業費、第 7 款商工費、第 8 款土木費、第 11 款災害復旧費について、主なものは、

農林水産業費関係では、畜産振興育成補助金等事業費3,825万円を減額計上、土木費関係では、街路事業高知南国線整備事業費2,002万6,000円及び吾岡山文化の森公園法面等復旧工事等に係る公園費6,454万円を増額計上しており、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号令和3年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算については、歳入歳出補正予算の規模は、56万1,000円の減額計上であります。歳出において、住宅新築資金等職員人件費56万1,000円を減額計上するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号令和3年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算については、歳入歳出補正予算の規模は、139万7,000円の減額計上であります。

歳出において、処理場維持管理費50万3,000円を増額計上し、農業集落排水職員人件費90万円及び農業集落排水一般管理費100万円を減額計上するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号令和3年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算については、歳入歳出補正予算の規模は、40万円の増額計上であります。

歳出において、企業団地造成職員人件費34万7,000円及び日章工業団地造成事業費5万3,000円を増額計上するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号令和3年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的支出において、配水管等の修繕費、固定資産の減価償却費、企業債利息等に係る水道事業費用を728万1,000円増額し、資本的支出において、人事異動に伴う人件費の増により建設改良費を345万7,000円増額するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号令和3年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）については、資本的支出において、人事異動に伴う人件費の増により建設改良費を100万5,000円増額するものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号市道の認定については、本議案の稲吉13号線、高田前4号線、廿枝下末松線の3路線は、都市計画法第29条による開発により整備されたため、市道として認定するものであります。去る13日に現地調査を担当課長立ち合いの下で行い、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号市有財産の処分については、南国市が持分2分の1を有する南国日章産業団地の用地を予定価格15億2,948万4,725円以内で分譲することから、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（浜田和子） 教育民生常任委員長丁野美香議員。

＊

令和3年12月14日

南国市議会議長 浜田和子様

教育民生常任委員長

丁野美香

#### 教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

#### 記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	令和3年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第4号	令和3年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第5号	令和3年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第7号	令和3年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予	原案を可決	やむを得ない

	算	すべきもの	ものと認める
第11号	南国市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第12号	南国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める

\*

〔2番 丁野美香議員登壇〕

○2番（丁野美香） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第4号、議案第5号、議案第7号、議案第11号、議案第12号の以上6件であります。去る12月14日、副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和3年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。

民生費関係の主なものは、障害者自立支援給付事業費1億500万円を増額計上するものであり、教育費関係の主なものは、日章小学校昇降機棟増築工事実施設計業務委託等に係る小学校管理費2,076万6,000円を増額計上するものであります。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号令和3年度南国市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。

補正予算規模は766万2,000円を増額計上で、歳出の主なものは、国民健康保険一般管理費760万5,000円等を増額計上するものであり、歳入では、一般会計繰入金1,382万8,000円を増額計上し、基金繰入金616万6,000円を減額計上するもので、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号令和3年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模は6,232万円の増額計上であります。

歳出では、保険給付費6,328万円、地域支援事業費208万2,000円、基金積立金273万2,000円を増額計上し、介護保険職員人件費を含む総務費279万5,000円、諸支出金297万9,000円を減額計上するものです。歳入では、国庫支出金1,425万6,000円、支払基金交付金1,720万円、県支出金1,118万2,000円、繰入金1,968万2,000円を増額計上するもので、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

いものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号令和3年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模3,579万6,000円の増額計上であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金3,541万2,000円を増額計上し、歳入では、繰越金3,680万7,000円等を増額計上し、一般会計繰入金106万円を減額計上するもので、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号南国市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、産科医療補償制度の掛金の引下げを踏まえ、出産育児一時金の支給額を引き上げることから、本条例の一部を改正するもので、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第12号南国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましては、可燃ごみ袋に係る手数料の額を減額することにより、市民の直接的な負担軽減を図るため、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（浜田和子） これにて委員長報告は終わりました。

—————\*—————

○議長（浜田和子） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 委員長報告に対する質疑を終結いたします。

—————\*—————

○議長（浜田和子） これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 討論を終結いたします。

—————\*—————

○議長（浜田和子） これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第9号まで、以上9件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第9号まで、以上9件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号から議案第14号まで、以上5件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号から議案第14号まで、以上5件はいずれも原案のとおり可決されました。

＊

### 承認要求書

○議長（浜田和子） 日程第15、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

### 承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

#### 記

- |       |                 |
|-------|-----------------|
| 1. 事項 | 本委員会の所管に属する事項   |
| 1. 目的 | 所管事項の把握         |
| 1. 方法 | 委員会開催・調査のための視察等 |
| 1. 期間 | 調査終了まで          |

令和3年12月16日

南国市議会議長 浜田和子様

総務常任委員長 植田 豊

産業建設常任委員長 村田 敦子

教育民生常任委員長 丁 野 美 香

議会運営委員長 野 村 新 作

＊

○議長（浜田和子） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

＊

#### 議員派遣の件

○議長（浜田和子） 日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおり派遣することに決しました。

＊

○議長（浜田和子） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

#### 議発第1号、議発第2号

○議長（浜田和子） ただいま議発第1号、議発第2号、以上2件の意見書等が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

＊

#### 議発第1号

保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を

求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年12月16日提出

提出者	南国市議会議員	前田学浩
賛成者	〃	野村新作
〃	〃	岡崎純男
〃	〃	西本良平
〃	〃	植田豊
〃	〃	岩松永治
〃	〃	丁野美香
〃	〃	斉藤喜美子
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	西川潔
〃	〃	西山明彦
〃	〃	中山研心
〃	〃	今西忠良
〃	〃	福田佐和子
〃	〃	村田敦子
〃	〃	杉本理
〃	〃	土居篤男

南国市議会議長 浜田和子様

.....  
議発第1号

保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を

## 求める意見書

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子供の命と健康を守り、発達を保障する保育が行われている。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務量が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけている。

コロナ禍への対応として、保育所等における「密」な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育を行うためにも、保育所の施設・職員配置基準の改善が急務である。

小学校では、コロナ禍を受けて少人数学級化の全学年での実施が決まり、順次実施されている。2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級当たりの平均児童数はすでに22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えると予測されるが、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子供30人に保育士1人）は70年以上も放置されている現状にある。

コロナ禍の中で、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、今こそ国が責任を持って改善を進めることが求められている。

よって、国におかれては、必要な財源を確保し、以下の事項について実現されるよう、強く要望する。

### 記

1. 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇を抜本的に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月16日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 様
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 様
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 様
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 様
厚 生 労 働 大 臣	後 藤 茂 之 様
文 部 科 学 大 臣	末 松 信 介 様

内閣府特命担当大臣

(少子化対策担当) 野 田 聖 子 様

＊

議発第2号

地域交流センター建設工事請負契約調査特別委員会設置に関する決議

上記の決議を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年12月16日提出

提出者	南国市議会議員	野 村 新 作
賛成者	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	斉 藤 喜 美 子
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	福 田 佐 和 子
〃	〃	今 西 忠 良

南国市議会議長 浜 田 和 子 様

.....  
議発第2号

地域交流センター建設工事請負契約調査特別委員会設置に関する決議

1. 本議会に地域交流センター建設工事請負契約調査特別委員会を設置し、10人の委員をもって構成する。
2. 議会は、本特別委員会に対し、次の事項を付託する。
  - (1) 地域交流センター建設工事請負契約に関すること。
3. 本特別委員会は、議会閉会中も活動することができるものとし、議会が本件の終了を議決するまで継続して活動するものとする。

以上、議決する。

令和3年12月16日

南 国 市 議 会

—————\*—————

○議長（浜田和子） お諮りいたします。この際、以上2件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 中山研心議員。

○13番（中山研心） 南国市中央地域交流センター（仮称）建設工事請負契約金額変更に係る専決処分のうち、壁画制作にかかわる増額分の調査に関する決議案を提案します。

○議長（浜田和子） 暫時休憩いたします。

午後0時 休憩

—————◇—————

午後0時5分 再開

○議長（浜田和子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま中山研心議員外2名から南国市中央地域交流センター（仮称）建設工事請負契約金額変更に係る専決処分のうち、壁画制作にかかわる増額分の調査に関する決議案が提出されました。

—————\*—————

南国市中央地域交流センター（仮称）建設工事請負契約金額変更に係る専決処分のうち、壁画制作にかかわる増額分の調査に関する決議案

下記により南国市中央地域交流センター（仮称）建設工事請負契約金額変更に係る専決処分のうち、壁画制作にかかわる増額分の調査に関する決議案を提出します。

記

1. 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (ア) 南国市中央地域交流センター（仮称）建設工事請負契約金額変更に係る専決の決定に問題はなかったのかに関する事項
- (イ) 行政の意思決定がゆがめられたことがなかったかに関する事項

## 2. 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第100条及び委員会条例第5条の規定により委員10人からなる南国市中央地域交流センター(仮称)建設工事請負契約金額変更に係る専決処分のうち、壁画制作にかかわる増額分の調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

## 3. 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

## 4. 調査期間

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

## 5. 調査経費

本調査に要する費用は、本年度においては200,000円以内とする。年度をまたいで、なお調査を要するときは別途協議する。

令和3年12月16日

南国市議会議長 浜田 和子 様

提出者 南国市議会議員 中山 研心 ㊟

賛成者 南国市議会議員 前田 学浩 ㊟

南国市議会議員 植田 豊 ㊟

—\*—

○議長(浜田和子) この際議発第1号、議発第2号及び南国市中央地域交流センター(仮称)建設工事請負契約金額変更に係る専決処分のうち、壁画制作にかかわる増額分の調査に関する決議案、以上3件を日程に追加し、議題とすることについて採決いたします。

以上3件を日程に追加し、議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(浜田和子) 起立全員であります。

起立全員でございましたので、日程に追加し、議題とすることに決しました。

—\*—

○議長(浜田和子) この際、南国市中央地域交流センター(仮称)建設工事請負契約金額変

更に係る専決処分のうち、壁画制作にかかわる増額分の調査に関する決議案を議題といたします。

この際、提出者の説明を求めます。中山研心議員。

〔13番 中山研心議員自席〕

○13番（中山研心） 南国市中央地域交流センター（仮称）建設工事請負契約金額変更に係る専決処分のうち、壁画制作に関わる増額分において、その決定過程に疑義があり市民から疑惑を持たれるおそれがあることから、専決の決定に問題はなかったか、行政の意思決定がゆがめられたことがなかったか、事実関係を明らかにするために、地方自治法第100条の規定による委員会を設置することを提案します。

○議長（浜田和子） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。西川潔議員。

〔10番 西川 潔議員登壇〕

○10番（西川 潔） 私は、地方自治法の第100条での調査特別委員会設置の前に、本日開催をされました議会運営委員会で、この議発第2号で提案のあつてます地域交流センター建設工事請負契約調査特別委員会設置に関する決議というところで、議運の皆さん9名が、土居さんを除いた9名がここに提出されてますように、この議運で決定された地域交流センター建設工事請負契約調査特別委員会設置に関する決議のとおり、特別委員会をまず設置をして調査をする、このようにするのが適当だと思います。皆さんの御賛同よろしくお願いします。

○議長（浜田和子） 今は質疑です。質問、質疑を行ってください。

（「討論ですか」「間違いです」「すいません。そしたら後でまたやり直します」と呼ぶ者あり）

○議長（浜田和子） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 質疑を終結いたします。

＊

○議長（浜田和子） この際、お諮りいたします。本案については会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

—————\*—————

○議長（浜田和子） これより討論に入ります。討論はありませんか。西川潔議員。

〔10番 西川 潔議員登壇〕

○10番（西川 潔） どうも申し訳ございませんでした、先ほどは。

さっき言うたとおりですね、まず議運で決められましたとおり特別委員会を設置をして、調査をして問題があれば百条委員会を設置をするというふうにするのが適当だと思います。皆様の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（浜田和子） ほかに討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 討論を終結いたします。

—————\*—————

○議長（浜田和子） これより南国市中央地域交流センター（仮称）建設工事請負契約金額変更に係る専決処分のうち、壁画制作にかかわる増額分の調査に関する決議案を採決いたします。

本決議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜田和子） 起立少数であります。よって、南国市中央地域交流センター（仮称）建設工事請負契約金額変更に係る専決処分のうち、壁画制作にかかわる増額分の調査に関する決議案は否決されました。

—————\*—————

○議長（浜田和子） 次に、議発第1号、議発第2号、以上2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました2件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

○議長（浜田和子） これより採決に入ります。

まず、議発第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議発第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜田和子） 起立多数であります。よって、議発第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました地域交流センター建設工事請負契約調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において

杉本 理議員	丁野 美香議員	西山 明彦議員
神崎 隆代議員	西本 良平議員	斉藤喜美子議員
岡崎 純男議員	野村 新作議員	福田佐和子議員
今西 忠良議員		

以上10名を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました10名の諸君を地域交流センター建設工事請負契約調査特別委員会委員に選任することに決しました。

—————\*—————

○議長（浜田和子） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第424回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後0時14分 閉会